

保険診療報酬請求に関する審査情報提供事例

(2019年7月2日現在)

臨床現場で医学的見解から妥当と考えられる抗微生物薬の効能効果・用法用量と、医療用医薬品の添付文書情報に記載されている効能効果等には乖離があることがあります。このような場合、社会保険診療報酬支払基金の審査情報提供検討委員会で審査され、専門的・医学的見地から適応外使用が妥当と判断されれば、保険診療報酬の査定対象から除外されます。社会保険診療報酬支払基金のホームページでは、審査上の一般的な取扱いに係る事例について情報提供を行っています。ここでは抗微生物薬について情報提供されている事例についてまとめました。

詳しくは[こちら](#)（感染症誌 93：25～29, 2019）をご覧ください。

青：内服薬のみ、緑：注射薬のみ、黄：内服薬、注射薬両方

薬剤名	事例
テトラサイクリン系	
ドキシサイクリン塩酸塩水和物	熱帯熱マラリア、レプトスピラ症、リケッチア感染症、ライム病等のボレリア属感染症、日本紅斑熱、つつが虫病に対して処方した場合
ドキシサイクリン塩酸塩水和物	び瘡（化膿性炎症を伴うもの）に対して処方した場合
ミノサイクリン塩酸塩	日本紅斑熱に対して処方した場合
ペニシリン系	
ベンジルペニシリンカリウム	脳膿瘍に対して1回400万単位を4時間毎、静脈内に投与した場合
	壊死性筋膜炎に対して1回200～400万単位を4～6時間毎、静脈内に投与した場合
アンピシリンナトリウム	現行の適応症について小児に対して点滴静注した場合
	リステリア症に対して処方した場合
	細菌性髄膜炎に対して1回2gを4時間毎、静脈内に投与した場合
アモキシシリン水和物	急性副鼻腔炎に対して処方した場合
スルバクタムナトリウム・アンピシリンナトリウム	皮膚軟部組織感染症、髄膜炎に対し処方した場合
	脳膿瘍に対して1回3g～4.5gを6時間毎、静脈内に投与した場合
	扁桃周囲膿瘍、顎骨周囲の蜂巣炎、喉頭膿瘍、咽頭膿瘍、虫垂炎に対して処方した場合
	皮膚・軟部組織感染症に対して1回3gを6時間毎、静脈内に投与した場合
アンピシリンナトリウム・クロキサシリンナトリウム	現行の適応症について小児に対して点滴静注した場合
	骨髄炎に対して処方した場合
	感染性心内膜炎に対し1回2gを4～6時間ごとに静脈内に投与（1日8～12g） 細菌性髄膜炎に対し1回2gを4時間ごとに静脈内に投与（1日12g）した場合
クラブラン酸カリウム・アモキシシリン水和物	歯周組織炎、歯冠周囲炎、顎炎に対して処方した場合
スルタミシリントシル塩酸塩水和物	手術創などの二次感染、顎炎、顎骨周囲蜂巣炎に対し処方した場合
ピペラシリンナトリウム	外傷・熱傷・手術創等の二次感染に対して処方した場合
	現行の適応症に対し1回3gを6時間毎、静脈内に投与した場合
セファロスポリン・カルバペネム系	
セファゾリンナトリウム水和物	現行の適応症の重症例に対し1回2gを8時間毎、静脈内に投与した場合
セフォタキシムナトリウム	細菌性髄膜炎に対し1回2gを4～6時間毎、静脈内に投与した場合
セフトジジム水和物	発熱性好中球減少症に対し1回2gを8時間毎、静脈内に投与した場合
ピアペネム	発熱性好中球減少症（FN）に対して処方した場合
メロペネム水和物	細菌性髄膜炎に対して1回2gを8時間毎、静脈内に投与した場合
スルファメトキサゾール・トリメトプリム	
スルファメトキサゾール・トリメトプリム	ニューモシスチス肺炎に対し処方した場合
	ノカルジア症に対して処方した場合

薬剤名	事例
マクロライド系など	
クラリスロマイシン	好中球性炎症性気道疾患に対して処方した場合
クラリスロマイシン	歯周組織炎、顎炎に対し処方した場合
クリンダマイシンリン酸エステル	壊死性筋膜炎、毒素ショック症候群に対して静脈内投与した場合
アミノグリコシド系	
アミカシン硫酸塩	結核に対して処方した場合
	現行の適応症に対し1回で1日量を静脈内に投与した場合
	非結核性抗酸菌症（アミカシン感受性の場合に限る）に対して投与した場合
カナマイシン硫酸塩	肝性昏睡時の腸管内殺菌に対して処方した場合
ゲンタマイシン硫酸塩	黄色ブドウ球菌等による感染性心内膜炎に対して他の抗菌剤と併用して処方した場合
キノロン系	
シプロフロキサシン	膿胸・肺膿瘍・肺化膿症・慢性呼吸器疾患の二次感染、好中球減少時の不明熱、子宮内感染症に対して処方した場合
塩酸シプロフロキサシン	日本紅斑熱、サルモネラ（感染）症、髄膜炎菌感染症に対して処方した場合
その他	
ホスホマイシンナトリウム	緑膿菌を含むバイオフィルム等による多剤耐性菌による感染症（他抗菌薬との併用療法）に対して処方した場合
メトロニダゾール	プロピオン酸血症、メチルマロン酸血症の改善とコントロールに対して処方した場合
抗結核薬	
リファンピシン	非結核性抗酸菌症に対し処方した場合
エタンブトール塩酸塩	非結核性抗酸菌症に対し処方した場合
抗ウイルス薬	
アシクロビル	水痘に対し処方した場合
アシクロビル	ヘルペス性歯肉口内炎に対し処方した場合
アシクロビル	角膜ヘルペス、角膜内皮炎、桐沢型ぶどう膜炎に対し処方した場合
アシクロビル	急性網膜壊死に対し処方した場合
アシクロビル	ポルテゾミブ使用時の管理、造血幹細胞移植時の管理に対して処方した場合
バラシクロビル塩酸塩	急性網膜壊死、ヘルペスウイルス性虹彩炎に対して処方した場合
バラシクロビル塩酸塩	特発性末梢性顔面神経麻痺（ヘル麻痺）に対して処方した場合
抗真菌薬	
フルコナゾール	真菌性角膜炎、アcantamoeba角膜炎又は真菌による重篤な眼感染症に対する注射液の局所使用（点眼、結膜下注射、硝子体内注射、眼内灌流）又は全身使用を目的に処方した場合
ミコナゾール	真菌性角膜炎、アcantamoeba角膜炎に対し処方した場合
免疫グロブリン	
ヒト免疫グロブリン	麻疹、A型肝炎、ポリオの予防及び症状の軽減のため低出生体重児、新生児に対し処方した場合
抗ヘリコバクター・ピロリ薬	
ランソプラゾール・アモキシシリン・クラリスロマイシン	ヘリコバクター・ピロリ菌陽性の特発性血小板減少症に対して処方した場合